

二元的代表制と監査委員

監査委員、議会、及び首長等のミッションを確認してきた。次に、二元的代表制を作動させる監査委員の位置を確認しよう。監査委員は、行政委員制度であり執行機関である。「住民自治の根幹」としての議会力アップを支援する監査委員という位置づけの確認である。

①議会の監視機能の補完＝監査委員

議会と監査委員との関係を探る上で必要なのは、議会の監査機能を含めた監視機能の充実を問うことである。監査委員と議会それぞれの充実・強化は重要である。監査委員制度改革では、公認会計士・税理士・弁護士（団体）が提起する改革案も参考にできる。同時に、その関係を問うことが重要である。「本当の二元代表制を実現し、確たる議会改革を実現するためには、監査制度改革と地方公会計改革は、必要不可欠な条件である」（注1）、あるいは「地方自治体の監査機能を含めた監視機能を、独立した機関として果たす議会のあり方を議論することが、監査機能を論じていくうえでは、実は最も重要な論点になる」（注2）、といふ指摘は大いに参考になる。

議会の監視機能は監査領域に限つ

ても適切に作動しないし、専門性や独立性に問題があるという指摘から、外部監査を含めて監査委員制度改革は盛んに議論されている。つまり、議会の監視機能を作動させることとは困難だから、監査委員制度改革を進めるというものである。しかし、

それを補うものとして監査委員や外部監査人、あるいは地方監査共同組織が組上に上つてくる」（注3）。要するに、「住民自治の根幹」としての議会の監査機能を含めた監視機能強化の議論を中心に据えることが求められる。

具体的には、議会は監視機能と政策提言機能を担う。そのためには、的確で有用な情報が議会に提供されなければならない。後に議論するよ

連載・第113回

自治体議会学のススメ

監査委員と議会の新たな関係

2017年自治法改正を 議会力アップに⑥

山梨学院大学法学部教授／◆江藤俊昭
同大学院社会科学研究科長

えとう・としあき 1956年東京都生まれ。中央大学大学院法学研究科博士課程満期退学。博士（政治学）。マニフェスト大賞審査委員。第29次・第30次地方制度調査会委員等を歴任。著書に「議会改革の第2ステージ——信頼される議会づくりへ」「自治体議会学」（以上、ぎょうせい）、「地方議会改革」「図解 地方議会改革」（以上、学陽書房）、「討議する議会」（公人の友社）、「自治を担う議会改革」（イマジン出版）、編著に「自治体議会の政策サイクル」（公人の友社）、「Q & A 地方議会改革の最前線」（学陽書房）、「議会基本条例 栗山町議会の挑戦」（中央文化社）など。

②政治の磁場にある監査委員

監査委員の独立性・専門性を強調することは重要なことは、自治体の監査では、真空中で行われているわけではないことである。監査委員は、政治の場で作動している。監査制度、監査委員監査は透明性や監査を重視するいわゆる改革派首長の下では有効に作動する。しかし、身内の「闇」をさらけ出すことに躊躇する首長の下であれば監査にブレーキがかけられる。首長からの直接の指示か「忖度」かはともかく、監査委員事務局から「手を緩める」指示もあるかもしれない。監査委員の倫理にゆだねるのはあまりにも楽観的である。

注4 石原、前掲論文、9頁。この引用文は「ここでは〔全国都市監査委員協議会「監査手帳」=引用者注〕、監査委員が行う監査等の種類と報告書に関して説明があり、報告は市長と記載されている」という指摘の後段に配置されている。

